

令和3年 第17回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年10月28日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年10月28日

東京都教育委員会第17回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第95号議案

令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）を含む。）用教科書の採択について（「現代の国語」及び「言語文化」の教科書採択の一部変更）

第96号議案

東京都公立学校長の任命について（令和3年11月1日付）

第97号議案から第101号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（1）東京都公立学校教員の処分について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香 (オンライン)
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子 (欠席)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	藤 田 裕 司
次長	福 崎 宏 志
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和3年第17回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員はオンラインでの御出席となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、新井委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、朝日新聞社からの取材と、4名の傍聴の申込みがございました。

また、朝日新聞社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございませうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御注意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染防止に御協力をお願いいたします。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、遠藤委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 9月24日の令和3年第15回定例会議事録につきましては、先日配布いたしました御覧をいただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、9月24日の令和3年第15回定例会議事録につきましては承認を頂きました。

机上に10月14日の令和3年第16回定例会議事録が配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしく願いを申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第96号議案から第101号議案まで、及び報告事項（1）につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第95号議案

令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）を含む。）用教科書の採択について（「現代の国語」及び「言語文化」の教科書採択の一部変更）

【教育長】 それでは、第95号議案「令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）を含む。）用教科書の採択について（「現代の国語」及び「言語文化」の教科書採択の一部変更）」の説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは第95号議案です。よろしくお願いいたします。

本日は都立高校・都立中等教育学校後期課程において、令和4年度に使用する教科書の採択の一部変更について御審議をよろしくお願いいたします。

議案資料の「1」にございますように、文部科学省から今般の学習指導要領改訂で新設された高等学校「現代の国語」に関する小説教材の取扱いについて、教科書検定

の令和2年度における経緯や今後の考え方等について通知がございました。その内容をまず御説明させていただきます。

下段に記載の「参考」を御覧ください。

「現代の国語」におきましては、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成することとしており、特に「読むこと」を指導する教材については、現代の社会生活に必要とされる論理的な文章、実用的な文章とされております。

一方、令和2年度の文部科学省の教科書検定において、小説5作品を掲載した第一学習社の「高等学校 現代の国語」が、一部修正の上、合格をしております。「現代の国語」の教材として小説が盛り込まれることは本来想定されていないところではありましたが、学習指導要領に照らして直ちに欠陥であるということにはならなかったということがございます。その後、他の教科書発行者から疑義が生じているなどの経緯を踏まえ、国では高等学校「現代の国語」の教科書検定における小説教材の扱いについて、今後、より一層厳正な審査を行うこととしております。各教育委員会等に対して、これらの経緯の周知と、令和4年度からの新しい学習指導要領に基づく指導を適切に行うよう通知があったものでございます。

「1」の2段落目を御覧ください。

令和4年度に使用する都立高校、都立中等教育学校後期課程、都立特別支援学校高等部用の教科書は、令和3年第13回定例会で採択したところではございますが、このことを受け、当該教科書を採択した53課程のうち、都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程のうち計7課程が、当該教科書を使用した指導の在り方を検討した結果、生徒の混乱や不安を回避するため、あるいは学習指導要領に沿った指導を確実にを行うためなどの理由により、「現代の国語」及び関連する「言語文化」の教科書について、選定を変更しました。この変更を受け、学校による選定状況などを総合的に判断して、採択の一部変更をお願いするものでございます。

なお、都立の特別支援学校高等部においては、当該教科書を採択した学校はございませんでした。

本日、採択を一部変更していただく教科書は別紙にまとめてございます。選定の変更に当たっては、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする教科書選定委員会にお

きまして、教科書の調査研究や学校の生徒の実態等を踏まえて、最も適切な教科書の選定を行い、学校から変更理由と選定結果について、選定理由とともに指導部へ報告があり、指導部において内容を確認したところでございます。別紙のとおり、「現代の国語」の当該教科書を別の教科書に変更するとともに、該当校で併せて採択している第一学習社の「高等学校 言語文化」も変更しております。「言語文化」の授業においては、「読むこと」の指導として、小説教材を扱うことができますが、当該の「言語文化」の教科書には小説教材が掲載されておられません。「現代の国語」の教科書を変更するに当たって、収録教材の不足などが起きないように、「言語文化」の教科書についても変更するものでございます。

なお、八王子拓真高校の定時制においては、令和4年度に「言語文化」を設置していないため、「現代の国語」のみの変更となっております。

また、変更しない学校に関しましては、「現代の国語」の授業で、当該教科書の小説教材を「読むこと」の教材としては使用できないこと、「現代の国語」の当該教科書の小説教材については、「言語文化」の授業においては「読むこと」の教材として使用することは可能であることなど、指導上の留意点などを改めて説明会等で周知し、令和4年度からの新しい学習指導要領に基づく指導を適切に行うよう指導してまいります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願い申し上げます。

北村委員、お願いいたします。

【北村委員】 これはこちらの方でどうこうできるというよりも、検定の過程で起こってしまったことですので、それを踏まえて各学校が改めて検討した上で、今回の変更をということで、結構ではないかなと思います。幾つかの学校はそのまま第一学習社を使うということですので、今、部長の方から御説明あったように、指導に際しての留意点というのは是非徹底していただければと思います。ほかの学校と差が生じるということも決して起こってはいけないことですので、当該の教科書を採用する学校については、しっかりと留意点を周知徹底していただくということでよろしくお願

いたします。

【指導部長】 46課程が第一学習社のこの教科書をそのまま使いますので、使う学校は一度集まってお聞きいただきまして、私どもの方で留意点を徹底する、それから来年度授業が始まる時に、授業計画、年間計画を立てますので、そちらの方を私どもの方で確認させていただくとともに、適宜学校訪問を通して状況を確認していきたいと思っております。

【教育長】 遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤委員】 基本的には結構なことだと思いますけれども、来年度以降の新しい「現代の国語」の教科書を作るときに、他の教科書会社も小説を取り入れてくる、この学習指導要領の新しい方向ということで、そういうことになってくるんだろうと思いますけれども、そういうふうを考えてよろしいでしょうか。

【指導部長】 文部科学省の方から、来年以降、厳正に内容をもう一度精査していくと言っておりますので、これはまだはっきりどうと言われているわけではないのですが、かなり絞られるのではないかとというふうに考えております。

【遠藤委員】 絞られるというのは、載らなくなるという。

【指導部長】 そうではないかと。これは予想でございますが、かなり厳正に検定の方をすることではないかと考えております。

【遠藤委員】 絞られるということがよく分からないですけれども、実態として考えたら、高校生というのはもう大人なわけですよ。3年生は選挙権もあると。そういう中でもって、思考回路だとか、あるいは言葉の意味だとか、そういうことを考えるのであって、小説というのは、私自身の個人的な関係では、高校生のときにたくさん小説を読んで、それが自分の言語能力あるいは語彙（ごい）も含めてかなり発展させてくれたのかなと。おまえは何で小説ばかり読んでいるんだと、勉強しろと行って、よく親から言われたんですね。だけれども、今思い起こしますと、いろいろなことを知る上で小説を読むことが勉強だったのではないかなと。ですから、この方向は私は大賛成なんですけれども、それで最初の御質問は、ほかの教科書にももっと取り入れられるのではないかとというふうに思ったんですけれども、その辺は関係の趣旨と言いますか、バックグラウンドにどういうことがあったのか。あまりにも、例えば小説を

取り入れない、今までも取り入れていないことによって、むしろ高校生の子供たちの思考能力があまり発達していなかったとか、そういうようなことの反省の上に立ったのか、その辺は何かバックグラウンドについてお分かりになりますでしょうか。

【指導部長】 国語については、特に日本のいわゆる昔から積み上がってきて、現代に來ていると思います。それで、今回の改訂では、まず現代というものに注視して、「現代の国語」ではより実用的な文章、論理的な文章、それからこれまで伝統や文化というものを作ってきた、そういった文章は「言語文化」という方に分けたというふうになっております。小説の方は、確かに心情を読み取ることによって、生徒の人格形成ですとか、すごく自分を高めたりですとか、自分の人生の糧にしたりですとか、たくさんあると思います。小説の方は、「言語文化」の教材に入っておりますので、学校の方で小説もこれまでどおり教えていくということになると思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 この採択をいったんして、それから今回のように変更するようなことはこれまでにあったのかどうかということと、それから採択するに当たっては、数カ月十分な検討をする時間があつたわけですが、今回、通知があつてから、また変更するに当たって、検討する準備期間というのは十分であつたでしょうか。

【指導部長】 変更したことがこれまであつたかということですが、学校側の教育課程の編成上、教科書を追加して採択したということはございます。それから、今回のこの学校が変えるに当たっては、期間から言いますと、今日までで考えますと約1カ月半近くございましたので、その間に学校では教科書選定委員会等を開いて、十分にその内容を吟味する時間があつたというふうに私ども確認をしております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

山口委員、よろしいでしょうか。

【山口委員】 はい、大丈夫です。

【教育長】 よろしゅうございますか。それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。――〈異議なし〉――それでは、本件につきましては原案のとおり承認をいただきまし

た。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

11月25日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いをいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、11月11日となりますが、現在のところ案件がございません。そこで、次回の定例会につきましては、11月第4木曜日の11月25日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催させていただければと存じます。

以上でございます。

【教育長】 次回の定例会は、次の予定ですと11月11日ということでございますが、ただいまの御説明のとおり、現在のところ案件がございません。そこで、次回の定例会ですけれども、11月の第4木曜日の11月25日午前10時より開催させていただければと存じます。11月25日でよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、11月11日につきましては、開催しないことといたしまして、次回は11月第4木曜日の11月25日となりますので、お間違いのないようお願いを申し上げます。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。

それではこの後非公開の審議に入ります。

(午前10時16分)